

「札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金」申請要項

札幌市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食材費等の物価高騰に直面する子ども食堂が活動を継続できるよう支援することによって、子どもが安心して過ごすことができる居場所を維持することを目的として、子ども食堂に対し、支援金を給付します。

申請期間

令和4年10月17日(月)～令和5年1月31日(火)

支援金の額

開催回数	支援金の額
1か月から2か月に1回	50,000円
1か月に2回以上	100,000円

※令和4年度中（令和5年3月31日まで）に全額を使用していただくことが条件となります。

手続きの流れ

申請
10/17
～1/31

給付決定
申請後随時

事業実施
3月まで

実績報告
年度内最後の事業
終了後速やかに
(4/10まで)

※ 本市のホームページ「子ども食堂食材費高騰対策特別支援金」のページ
(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/ibasho/shienkin.html>)
にも同じ内容を掲載していますので、ご確認ください。



※ Q&A を作成していますので、そちらもご確認ください。

【申請・問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課 担当：江頭^{えがしら}・越後^{えちご}
〒060-0051
札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
電話：011-211-2947（8：45～17：15まで、土曜日・日曜日・祝日を除く）
FAX：011-211-2943
E-mail：kodomo.kurashi@city.sapporo.jp

1 給付対象事業

支援金の給付対象となる事業は、次の要件をすべて満たす事業です。

(1) 対象事業について

ア 札幌市内で実施されている子ども食堂であること

※ この支援金における「子ども食堂」の定義

食事の提供を伴う子どもの居場所づくり活動を行っているもので、対象を会員等特定の者に限定せず、広く地域の子どもの受け入れていること

イ 主な利用者が18歳未満の地域の子どもの保護者であること

ウ 利用者負担が無料または低廉であること

エ 原則、2か月に1回以上開催していること

オ 令和4年度中に継続して事業を実施していること（申請後に開始する事業も含む。）

(2) 安全、衛生等について

ア 厚生労働省が発信している「子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意するとともに、子どもの食物アレルギーの有無等について必要な配慮を行っていること

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html



イ 子ども食堂開設時または支援金申請前に、札幌市保健所又または各区保健センターに衛生管理に関する相談を行い、必要な助言・指導を受けること

ウ 開催時に常駐の責任者を配置し、子どもの様子を見守るとともに、新型コロナウイルス感染症対策及び利用者の安全管理に十分配慮していること

(3) その他

ア 営利を目的とした事業ではないこと

イ 宗教または政治活動を目的としていないこと

※ 国、北海道、札幌市や民間団体から補助金等の交付を受けている場合でも、この支援金の給付を受けることができます。（ただし、すでに交付を受けている補助金等がある場合に、その補助金等がこの支援金と併給が可能かどうかについては、それぞれの補助金等の担当窓口にお問い合わせください。）

2 対象団体

札幌市内で子ども食堂を運営している団体が対象です。法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

※以下に該当する団体は対象外になります。

- ・団体の構成員に暴力団員等を含む団体や暴力団と密接な関係のある団体
- ・宗教活動、政治活動を行う団体
- ・活動内容が公序良俗に反する団体

3 支援金額と開催回数等

支援金の額は、1事業につき、次の表のとおりです。なお、同一の団体が複数の子ども食堂を運営する場合で、サービス提供が一体的でないといみなされるものは、それぞれの事業ごとに申請が可能です。

開催回数	支援金の額	要件
1か月から2か月に1回	50,000円	• 支援金は給付対象事業のみに使用すること • 令和4年度中に全額を使用すること
1か月に2回以上	100,000円	

4 支援金の使途について

上記3のとおり、支援金は給付対象事業（子ども食堂の運営）のみに使用すること、令和4年度中に全額を使用することが給付の要件ですが、食材費に加えて、その他の経費にも使用できます。

5 申請方法

次の申請書類に必要事項を記載いただき、札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課に電子メール、持参または郵送により提出してください。

支援金の支払いは口座振込で行います。原則として、法人の場合は法人名義の口座、その他の団体の場合は「団体名・役職・団体代表者」名義の口座をあらかじめ開設してください。

申請に必要な書類

- (1) 【様式第1号】給付申請書兼口座振替申出書
- (2) 【様式第2号】事業概要書
- (3) その他市長が必要と認める書類
 - ア 子ども食堂の活動がわかる書類
【パンフレット、周知チラシ、ホームページのコピー等。申請後に子ども食堂を開設する場合等でパンフレット等がない場合は、団体の定款・会則等を提出してください。】
 - イ 振込先口座の通帳の写し（表紙を開いた口座番号等の記載があるページの見開き）
※ 上記以外に、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

様式のダウンロード場所

本市のホームページ「子ども食堂食材費高騰対策特別支援金」のページ
(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/ibasho/shienkin.html>)
から、様式をダウンロードすることができますので、ご確認ください。



6 給付決定

提出いただいた申請書等を基に審査を行い、支援金の給付の可否を決定し、代表者あてに文書で通知します。

7 事業終了後の手続き

年度内最後の事業終了後に、速やかに【様式第6号】実績報告書を提出してください。

※ 提出の期限は令和5年4月10日です。

※ 年度内（令和5年3月31日まで）に支援金の全額を使用したことを確認する欄がありますので、記載漏れがないようにご注意ください。

8 給付の取消等

次のいずれかに該当する場合は、支援金の給付決定の取消や返還請求を行う場合があります。また、それに伴い申請者が被る損害について、札幌市は賠償いたしません。

- ・虚偽の申請その他の不正の行為があったとき
- ・支援金を給付の目的以外に使用したとき
- ・令和5年4月10日までに実績報告書の提出がないとき
- ・その他、市長が給付を行うことを不相当と認めたとき

※ 年度内（令和5年3月31日まで）に支援金の全額を使用しなかった場合など

9 その他、申請に当たっての留意事項など

- ・給付決定後の事業の変更については、【様式第5号】事業変更届を提出してください。
- ・活動の実施状況について、令和5年度以降も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。このため、事業に関する書類は令和5年度から5年間保存してください。

※ 申請要項 Q&A も併せてご覧ください。